

議案第58号

逗子市まちづくり条例の一部改正について

逗子市まちづくり条例の一部を次のように改正する。

令和4年10月31日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市まちづくり条例の一部を改正する条例

逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号及び第4号、第12条第1項第2号及び第4号並びに第16条第1項第1号中「20歳」を「18歳」に改める。

第18条第1項第2号中「の各号」を削り、同項第3号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同条第3項第1号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「同法第13条第2項」を「同法第17条第2項」に改める。

第20条第2項各号を次のように改める。

- (1) 高さが12メートル以下で、かつ、床面積の合計が500平方メートル以下の建築行為
- (2) 開発区域の面積が1,000平方メートル以下の開発行為。ただし、前号に規定する規模を超える建築行為を伴うものを除く。

第27条第2項中「第26条」を「前条」に改める。

第34条第2項及び第35条第2項中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項第3号及び同条第3項第1号の改正規定は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行の日から施行する。

(提案理由)

民法（明治29年法律第89号）の成年年齢に対応するため、地区まちづくり計画の提案等における市内に住所を有する者等の年齢要件を改めるとともに、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の字句の整理等を行うに当たり、改正の要あるため提案する。